

議案第10号

佐野市企業版ふるさと応援基金条例の制定について

佐野市企業版ふるさと応援基金条例を次のように定めます。

令和3年2月19日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市企業版ふるさと応援基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の財源に充てるため、当該事業の実施のために受けた法人からの寄附金を積み立てる佐野市企業版ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る法人からの寄附金を適正に管理運営するため本条例を制定したいので提案するものです。